

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 26 年 11 月 20 日

1 議席番号 12 番

東村山市議会議長 様

質問者 福田かづこ

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>市立小中学校における体罰について</p> <p>昨年6月議会で、H24年度に発生した中学校の体罰について質した。その際、学校名も含め公表するよう求めた。後日公表したが、大変不十分な内容であったとの指摘を市民から頂いた。今年度公表されたH25年度における体罰の調査でも当市の学校が報告されている。体罰根絶に対し、教育委員会は何をどのようにとりくんできたか？なぜ無くならないか？今後の対応も含め改めて聞きたい。</p> <p>(1) 体罰は具体的にどのようなものであったか改めて問う</p> <p>①児童生徒への調査で判明した体罰件数を都教委の分類基準に従ってH24及びH25年度の件数を明らかに</p> <p>A、体罰</p> <p>B、不適切な指導</p> <p>C、行き過ぎた指導</p> <p>D、暴言等</p> <p>E、指導の範囲内</p> <p>F、上記分類に当てはまらない児童生徒からの訴え、通報にどんなものがあるか、件数と具体的訴えも</p> <p>②都教委が公表した24年度と25年度の体罰はそれぞれどれに当たるか</p> <p>●24年度(体罰を受けた時点の学年も)</p> <p>●25年度(同上)</p> <p>③都教委の公表内容の意味を聞きたい</p> <p>●24年度 回数2～4回の意味 実際には執拗に行われたはず</p> <p>●25年度 件数1件の意味 (体罰があった期間、ターゲットは一人か?)</p>

番号	質問の項目と要旨
	④体罰の始まりは何であったか 2校それぞれ
	⑤発覚後の学校、教育部及び教育委員会の生徒保護者への対応
	(2) 教育委員会のH25年度の体罰根絶へのとりくみを問う
	①教育委員会における議論はどうであったか。体罰根絶へ何を決めたか。
	②教育部としてのとりくみはどうであったか。
	－1 学校におけるとりくみ
	－2 体罰についての保護者の認識を一致させるとりくみ
	③結果としてH25年度にも体罰は起こったなぜ防げなかったか
	④今年度、体罰をなくすために何をしてきたか、しているか具体的に
	－1 教育委員会のとりくみ
	－2 教育部としてのとりくみ
	(3) 体罰の児童生徒へ与える影響について
	①どう認識しているか
	②当市の学校教育で行われている人権教育の質が問われている。見解は？
	(4) 教育委員会における議事録の公開を求める。
	体罰問題についての教育委員会における会議は非公開である。しかも、議事録すら一切ない。体罰について教育員会で何が議論されたか全くわからない。これでは教育委員会の責務果たせない。議事録は、何らかの対策を講じ公開すべき。

番号	質問の項目と要旨
2	新しい保育制度について
	(1) 待機児対策
	①新制度に移行する施設の確認 * 現施設数と移行施設数で
	●現認可保育所
	●現幼稚園
	●現認証保育所 (小規模保育施設 or 認可保育園の別も)
	●現認可外保育施設
	●現認定子ども園 返上の有無も
	②移行しない施設の今後は (閉所 or 存続)
	③新規に参入する小規模保育所及び認可園定員増のとりくみの確認
	●新規参入小規模保育所の具体的定員規模
	●認可園定員増による 0.1.2.歳児の待機児への貢献数
	④上記①②③の結果、待機児対策としてどの程度の効果を発揮するか 待機児カウントを旧基準で見た際の考え方でゼロになるか
	⑤総括して市長に 上記待機児対策に関連し、今後の認可保育園誘致の考えも含めて考えを
	(2) 保育料について * 説明資料 P42
	①保育料算定基礎所得の変更について
	-1.保育料算定基礎を所得税から市町村民税所得割への変更は何が違うか
	-2.これまでの保育料より高くなるのか低くなるのか
	②年少扶養控除再計算廃止の意味
	-1.なぜ廃止するか? 他市の動向は?
	-2.再計算をしないことによる保護者の負担への影響額はどうか

番号	質問の項目と要旨
	③国の上限額(*説明資料 P17)との関連
	－1.階層区分の考え方
	－2.現行国基準 50%の考えは踏襲するのか
	－3.多子軽減の考え方
	④保育の必要量に応じる区分とは
	－1.利用時間に応じる保育料とは(2区分の意味と金額の設定方法)
	－2.必要量を超える保育実施への料金体系は？
	－3.基本保育料と時間を超える場合の保育料との合計額の上限の有無
	⑤上記①～④までを総合して保育料は現行より高く設定されるのか否か、市としての考えを聞きたい。
	⑥保育料への各施設の上乗せについて
	－1.上乗せは各施設の裁量か、行政の関与はないのか。
	－2.法律上は認められている。歯止めはないのか。市への報告は求めるのか
	－3.保護者からの苦情はどこでどのように受けるか
	(3) 総括して市長に問う
	①上記質問への所管の答弁の上に立って総括的に
	②「東村山で子育てをしよう」と子育て世代に選ばれるにはソフト、ハード合わせた子育て環境の整備を必要とする。待機児を生まない保育・幼児教育政策を含め、子育て費用の軽減も必要である。
	とりわけ、女性が子育てをしながら自らの人生も生きるためには、こうした子育て政策を今後さらに推進しなければならないと考えるが見解を。